

(様式2-2)

番号	
項目	日本国憲法第9条を顕彰する石碑を建立するため、旭区民センターあるいは旭区役所敷地の一部使用にご協力ください。
(回答) 普通地方公共団体が所有する公有財産については、地方自治法におきまして、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができると規定されております。 また、使用の許可にあたっては、行政財産を所管する所属に提出された申請に基づき、本市が定める行政財産の目的外使用許可に係る審査基準等に則り、運用しております。	
担当	旭区役所総務課 電話：06-6957-9625